

鹿 児 島 県 公 報

平成25年4月5日（金）第2895号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（3件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定の解除予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 3
- 県営土地改良事業の計画の決定（2件）（農地整備課取扱い） 4
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 4
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）（都市計画課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（3件）（南薩地域振興局取扱い） 5

公 告

- 行政書士法に基づく懲戒処分のお知らせ（市町村課取扱い） 6
- 総務事務センター庶務事務等業務に関する企画提案競技実施公告（総務事務センター取扱い） 7
- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく平成25年度鹿児島県献血推進計画の公表（薬務課取扱い） 9
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（4件）（商工政策課取扱い） 9
- 口永良部地区特定漁港漁場整備事業計画の公表（漁港漁場課取扱い） 11
- 中甕地区特定漁港漁場整備事業計画の公表（漁港漁場課取扱い） 11

人 事 委 員 会 公 告

- 鹿児島県職員採用試験公告（総務課取扱い） 11

告 示

鹿児島県告示第421号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
いちき串木野市薩摩山3284番1（次の図に示す部分に限る。）、3284番2、3284番3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第422号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

出水郡長島町獅子島字山神3991番1から3991番3まで、3997番、4001番1から4001番4まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第423号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

鹿児島市稲荷町251番45、坂元町1613番1、1615番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第424号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字篠川字深山209番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第425号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
熊毛郡屋久島町平内字大山460番10, 460番11, 460番23, 460番24
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第426号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護ステーションはぐandはぐ	始良市加治木町反土2156番5号	株式会社J O Y	鹿児島市大黒町1番3号	高田 和美	平成25年3月31日	訪問介護
訪問介護ふれあい	始良市加治木町木田1394番4	有限会社ふれあい企画	霧島市隼人町小浜3070	後藤 博孝	平成25年3月31日	訪問介護
ふれあいホーム小牧	霧島市隼人町小浜3070	有限会社ふれあい企画	霧島市隼人町小浜3070	後藤 博孝	平成25年3月31日	特定施設入居者生活介護
マインド薬局	曾於市末吉町岩崎852番地1	有限会社サンズ	曾於市大隅町中之内89	中井 裕子	平成25年3月31日	福祉用具貸与
日吉いこいの会訪問介護事業所	日置市吹上町永吉3813番地	株式会社日吉いこいの会訪問介護事業所	日置市吹上町永吉3813番地	南 清春	平成25年4月19日	訪問介護

鹿児島県告示第427号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護ステーションはぐandはぐ	始良市加治木町反土2156番5号	株式会社J O Y	鹿児島市大黒町1番3号	高田 和美	平成25年3月31日	介護予防訪問介護
ふれあいホーム小牧	霧島市隼人町小浜3070	有限会社ふれあい企画	霧島市隼人町小浜3070	後藤 博孝	平成25年3月31日	介護予防特定施設入居者生活介護
日吉いこいの会訪問介護事業所	日置市吹上町永吉3813番地	株式会社日吉いこいの会訪問介護事業所	日置市吹上町永吉3813番地	南 清春	平成25年4月19日	介護予防訪問介護

鹿児島県告示第428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地防災（農地保全整備事業（農地侵食防止））（農業用排水施設整備）小牧地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年4月8日から同年5月8日まで
- 縦覧場所
指宿市役所耕地林務課

鹿児島県告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備）第二あやまる地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年4月8日から同年5月8日まで
- 縦覧場所
奄美市笠利総合支所産業振興課

鹿児島県告示第430号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地防災（農地保全整備事業（農地侵食防止））（旧：シラス対策）（農業用排水施設整備）祝井谷地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島

島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 4 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 4 月 8 日から同年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
曾於市役所耕地課

鹿児島県告示第431号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年 4 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 川内都市計画道路
 - (2) 名称 3・6・17号平佐川通線
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第432号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年 4 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 入来都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・4号本通辻原線
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

南薩地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年 4 月 5 日

南薩地域振興局長 森秀樹

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ゆめいろホーム	指宿市開闢十町 宇柿迫2498番地 1	社会福祉法人 表の芽福祉会	鹿児島市川上町 680番3	清原 浩	平成25年 4月1日	短期入所

南薩地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年 4 月 5 日

南薩地域振興局長 森秀樹

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ゆめいろホーム	指宿市開闢十町 宇柿迫2498番地 1	社会福祉法人麦 の芽福祉会	鹿児島市川上町 680番3	清原 浩	平成25年 4月1日	共同生活 介護

南薩地域振興局告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年4月5日

南薩地域振興局長 森秀樹

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援事業所 ボヌール	南さつま市金峰 町浦之名1430番 地	社会福祉法人博 楽福祉会	南さつま市金峰 町浦之名1430番 地	石堂 博司	平成25年 4月1日	就労継続 支援A型 ・就労継 続支援B 型

公 告

行政書士法に基づく懲戒処分のお知らせ

行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第14条の規定により、次のとおり処分をした。

平成25年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏名	事務所の所在地	登録番号	処分をした年月日	処分の内容	処分の理由
吹田義博	薩摩川内市平佐 町814番地1	76460369	平成25年 3月26日	3月間（平成25年4月1日から同年6月30日まで）の業務の停止	法第9条及び第10条並びに行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号。以下「規則」という。）第10条違反
秋廣義宏	鹿児島市中山町 742番地1	01460898	平成25年 3月26日	3月間（平成25年4月1日から同年6月30日まで）の業務の停止	法第10条違反
濱野幸一郎	鹿児島市加治屋 町8番7号	03462609	平成25年 3月26日	4月間（平成25年4月1日から同年7月31日まで）の業務の停止	法第9条及び第10条並びに規則第10条違反

総務事務センター庶務事務等業務に関する企画提案競技実施公告
総務事務センター庶務事務等業務に関する企画提案競技を次のとおり実施する。

平成25年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 企画提案競技に付する事項

(1) 業務名

総務事務センター庶務事務等業務

(2) 業務内容

総務事務センター庶務事務等業務に関する企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び総務事務センター庶務事務等業務に関する業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行場所

鹿児島県行政庁舎

(4) 履行期間

平成25年8月1日から平成28年7月31日まで

なお、契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

(1) 鹿児島県内に本店、支店その他の営業所を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 5の(3)の参加表明書の提出期限の日において、鹿児島県から指名停止を受けている者でないこと。

(4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。

(5) 過去5年以内に国又は地方公共団体との間において、仕様書に記載する業務の全部又は一部の業務について履行期間が1年以上の委託契約（労働者派遣契約を含む。）を締結し、かつ、適切に業務を完了した実績（見込みを含む。）を有する者であること。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「協会」という。）からプライバシーマークを付与されている者若しくは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している者又は個人情報の取扱いについて協会と同等以上の第三者機関による認定等を受けている者であること。

(7) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は

個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて企画提案競技に参加しようとする法人又は個人

(8) 消費税及び地方消費税並びに鹿児島県の県税について未納がないこと。

3 実施要領及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所

鹿児島県総務部総務事務センター企画管理係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

なお、鹿児島県のホームページ (<http://www.pref.kagoshima.jp/>) から取得することができる。

(2) 交付期間

平成25年4月5日（金）から同月17日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 説明会の開催日時及び場所

(1) 日時 平成25年4月12日（金）午後2時30分

(2) 場所 鹿児島県庁（行政庁舎7階）7-A-3会議室

5 参加表明書の提出場所等

(1) 提出場所

鹿児島県総務部総務事務センター企画管理係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(2) 提出方法

(1)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(3) 提出期限

平成25年4月18日（木）午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

6 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所

5の(1)に同じ。

(2) 提出方法

5の(2)に同じ。

(3) 提出期限

平成25年4月26日（金）午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

7 企画提案書の採否等

提出された企画提案書の内容を総合的に審査して最優秀者を決定し、最優秀者と本件業務の委託契約の交渉を行う。

8 企画提案競技に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県総務部総務事務センター企画管理係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-5657

ファックス番号 099-286-5680

9 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 企画提案書を提出した者は、別途指示する日時にその内容についてプレゼンテーション

を行うこと。

- (3) その他企画提案競技に関する詳細な事項は、実施要領及び仕様書による。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく平成25年度鹿児島県献血推進計画の公表

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第4項の規定により、平成25年度鹿児島県献血推進計画を定めたので、鹿児島県保健福祉部薬務課において縦覧に供する。

平成25年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年4月5日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成25年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）テックランド鹿児島指宿店
指宿市東方字野付後8293番 外12筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成24年11月8日
- 3 意見の概要
 - (1) 騒音規制法及び振動規制法に規定される特定建設作業に該当する場合は、市（環境政策課）へ届出を行うこと。
 - (2) 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設には該当しないが、鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設に該当する可能性があるため、県（環境保全課）に確認を行うこと。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年4月5日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成25年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー紫原店
鹿児島市紫原三丁目9番1
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成24年11月8日
- 3 意見の概要
 - (1) 身障者用駐車場の配置については、車路を横断しなくて済むよう、店舗側の「駐車場No.1」に設ける等の配慮をすること。
 - (2) 従業員や店舗利用者へ公共交通機関の利用周知に努めること。
 - (3) 駐車場の出入口については、「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」に基づき、駐車場法に定める構造及び設備の基準に即したものとなるよう努めること。
 - (4) 駐輪場、自動二輪駐輪場について、適切な管理を行うこと。
 - (5) 駐輪場には、盗難防止のための施錠バーを設置すること。

- (6) 駐輪場，自動二輪駐車場については，防護柵，車止め等を設置するなど，自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図ること。
- (7) 駐輪場36台，自動二輪駐車場5台が確保されているが，利用車両が多く収容できない場合には，別途確保すること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので，当該意見を平成25年4月5日から1月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成25年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス鹿屋川西店
鹿屋市川西町3744番地1 外4筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成24年11月14日
- 3 意見の概要
 - (1) 駐車場出入口に，停止線や路面標示を行い，横断歩行者の安全を確保すること。
 - (2) 繁忙期は，交通整理員を配置し，歩行者の安全を確保すること。
 - (3) 廃棄物の減量やリサイクルに努めること。
 - (4) 荷物積み下ろし時の車のアイドリングストップ及び作業時の騒音発生軽減に努めること。
 - (5) 専ら再生物（古紙，くず鉄，あきびん類，古繊維）以外の一般廃棄物の処理については，鹿屋市一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を委託すること。
 - (6) 閉店後に，店舗周辺や駐車場が青少年のたまり場となることを防止するため，照明の設置や巡回を行うこと。
 - (7) 届出地は埋蔵文化財包蔵地に該当しないが，埋蔵文化財の性格上，工事途中で出土する可能性がある。その際は，現状を変更することなく，速やかに鹿屋市教育委員会文化財センターへ届け出ること。
 - (8) 資材等の運搬等に係る騒音，振動については，周辺住民の理解を得，苦情等については，誠意をもって対処すること。
 - (9) 鹿屋市は鹿児島県屋外広告物条例の適用を受けるため，広告物について申請が必要な場合があること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により始良市長から次のとおり意見を聴取したので，当該意見を平成25年4月5日から1月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成25年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン始良ショッピングセンター・九州テックランド始良店
始良市東餅田336番地 外16筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成24年11月15日
- 3 意見の概要
意見なし

口永良部地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、口永良部地区特定漁港漁場整備事業計画（平成19年 9 月11日鹿児島県公報第2324号をもって公表）を別冊のとおり変更した。

平成25年 4 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

（「別冊」は、省略し、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

中甌地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、中甌地区特定漁港漁場整備事業計画（平成19年 9 月11日鹿児島県公報第2324号をもって公表）を別冊のとおり変更した。

平成25年 4 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

（「別冊」は、省略し、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

人事委員会公告

鹿児島県職員採用試験公告

平成25年度鹿児島県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成25年 4 月 5 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

1 試験名、試験区分及び主な職務内容

試験名	試験区分	主な職務内容
上 級	総合行政	知事部局における事務
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務
	心 理	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	農 業	
	畜 産	
	農業土木	
	林 業	
	水 産	
	建 築	
	化学Ⅰ	
	化学Ⅱ	
保 健 師		
民間企業等 職務経験者	行 政	知事部局における事務
中 級	一般事務	知事部局における事務
	教育事務	市町村立小・中学校等における事務
	土 木	知事部局における専門的業務
初 級	一般事務	知事部局又は教育委員会（県立学校等を含む。）における事務
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務
	林 業	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	土 木	

2 受験資格

(1) 次に該当する者

試験名	受 験 資 格
	ア 昭和59年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた者。ただし、保健師は昭和59年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日までに生まれた者

上 級	イ 平成4年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者若しくは平成26年3月末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者
民間企業等 職務経験者	次の2つの要件を満たす者 ア 昭和49年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者 イ 民間企業等における職務経験を5年以上有する者（平成25年3月31日現在）
中 級	昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者
初 級	平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者

(2) 次の試験区分にあつては、それぞれ当該右欄に掲げる免許又は資格を必要とする。

試験区分	免 許 又 は 資 格
化 学 II	食品衛生監視員の任用資格取得者又は平成26年3月31日までに取得見込みの者
保 健 師	保健師の免許取得者又は平成26年3月31日までに行われる国家試験により取得見込みの者

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない者（保健師を除く。）

イ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鹿児島県職員（教育事務の受験者にあつては、鹿児島県職員又は鹿児島県の県費負担教職員）として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

カ 民間企業等職務経験者職員採用試験にあつては、公務員である者

3 試験の方法、時期及び場所

(1) 第1次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
上 級	平成25年6月 30日（日）	鹿 児 島 市	教養試験，専門試験（注1）， PR論文試験（注2）	平成25年7月 12日（金）
民間企業等 職務経験者			教養試験，経験論文試験	平成25年7月 31日（水）
中 級	平成25年9月 29日（日）		教養試験，専門試験（注3）	平成25年10月 4日（金）
初 級			教養試験，専門試験（注3）	

(注1) 専門試験は、保健師は実施しない。

(注2) PR論文試験は、総合行政で実施。教養試験及び専門試験の成績が一定に達しない場合は、PR論文は採点の対象にならない。

(注3) 専門試験は、林業及び土木で実施。

(2) 第2次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
上 級	平成25年8月 上旬から下旬	鹿 児 島	論文試験（注1），専門試験 （注2），面接試験，適性検査， 身体検査	平成25年9月 上旬
民間企業等 職務経験者	平成25年8月 下旬から9月 上旬		面接試験，適性検査，身体検査	平成25年9月 中旬
			論文試験（注3），専門試験	

中 級	平成25年10月 中旬から11月 上旬	市	(注4)、面接試験、適性検査、 身体検査	平成25年11月 下旬
初 級			作文試験、面接試験、適性検査、 身体検査	

(注1) 論文試験は、総合行政、警察事務、保健師で実施。

(注2) 専門試験は、心理、農業、畜産、農業土木、林業、水産、建築、化学Ⅰ、化学Ⅱで実施。

(注3) 論文試験は、一般事務及び教育事務で実施。

(注4) 専門試験は、土木で実施。

4 受験申込手続等

(1) インターネットによる受験申込み

	上 級	民間企業等 職務経験者	中 級	初 級
申込 受付 期間	平成25年5月14日（火）午前8時30分 から同月28日（火）午後5時15分まで に鹿児島県電子申請共同運営システム のサーバーに到達したものとする。		平成25年8月14日（水）午前8時30分 から同月28日（水）午後5時15分まで に鹿児島県電子申請共同運営システム のサーバーに到達したものとする。	
受験申込方法	鹿児島県のホームページ（ http://www.pref.kagoshima.jp/ ）において、 必要な事項を入力し、申し込むこと。			

(2) 郵送又は持参による受験申込み

	上 級	民間企業等 職務経験者	中 級	初 級
受験申込書 配布開始日	平成25年4月17日（水）		平成25年7月1日（月）	
申込受付期間	平成25年5月14日（火）から同月 30日（木）まで		平成25年8月14日（水）から同月 30日（金）まで	
受験申込書の 請求先	鹿児島県人事委員会事務局，県の各地域振興局総務企画部，各支庁総 務企画部及び県外事務所等。ただし，郵送での請求は，鹿児島県人事 委員会事務局のみで受け付ける。			
受験申込方法	ア 受験申込書に必要事項を記入して提出すること。 イ 受験申込みは，一試験につき一試験区分に限る。 ウ 受験申込書の受理後における試験区分の変更は認めない。 エ 郵送の場合は，必ず簡易書留郵便にすること。			
受験申込先	鹿児島県人事委員会事務局総務課			

5 採用候補者名簿の作成方法

(1) 最終合格者は，試験区分毎に作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は，名簿確定の日から原則として1年間である。

6 給与

(1) 上級、中級及び初級試験

給与は，鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

平成25年4月1日に適用されている現行条例によれば，行政職給料表では，基準となる給料月額下表のとおりとなり，職務経験等のある場合には，この額に一定の基準で加算されることがある。このほか，通勤手当，住居手当，超過勤務手当，期末手当，勤勉手当等が，それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

上 級	172,200円
中 級	152,800円
初 級	140,100円

(2) 民間企業等職務経験者職員採用試験

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、給料月額240,000円程度が支給される。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

7 その他

各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。

8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁（行政庁舎）12階

電話（直通）099-286-3893, 099-286-3894